

**学校との連携について**  
**(文部科学省資料)**



21文科初第777号  
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
殿

文部科学大臣政務官 高井美穂

### 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

### 記

#### 1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）  
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）  
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

## （2）児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

## （3）通告後の関係機関との連携

- ① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）  
児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。
- ② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）  
上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

## 2 教育委員会等の責務について

### （1）関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

## 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」（通知） のポイント

### 1 通知の趣旨

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

### 2 学校等における対応

#### (1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

#### (2) 児童虐待への早期対応

児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行う。

#### (3) 通告後の関係機関との連携

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

### 3 教育委員会等の責務

#### (1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

#### (2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（文部科学省作成、H21.5配布）の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

#### (3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力。児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

### 4 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

# 文部科学省における児童虐待への対応について

## 1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

### ○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会や国立大学法人、所管独立行政法人等に対する周知に努めている。

### ○学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について

平成18年5月にまとめられた、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究協力者会議」の報告などを踏まえ、平成18年6月5日に「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」の通知を発出し、「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応として、①学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、その早期発見・対応に努める必要があること、②児童虐待の疑いがある場合は、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することについて周知を図った。

また、平成22年3月24日に文部科学省と厚生労働省で協議の上作成した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」の運用を含め、児童虐待の早期発見の観点から、健康診断は虐待等を早期に発見しやすい機会であることに留意することや「子どもの虹情報研修センター」での研修の活用、さらには要保護児童対策地域協議会への積極的参画について、同日付けで「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」の通知を発出し周知した。

### ○児童委員等の活用による家庭教育支援施策の推進について

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出した。

## 2 学校等における児童虐待防止対策について

### ○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布した。

### ○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

### ○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)について

学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を介して、市町村教育委員会に配布した。

### ○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」について

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、文部科学省と厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を教育委員会や学校等に示した。



### 3 主な施策について

平成22年度予算額(平成21年度予算額)

#### 〈家庭・地域社会における取組〉

##### 家庭教育支援基盤形成事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、親への学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。

##### 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト 119百万円の内数(新規)

「人権教育」をはじめとした社会における重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究を行う。

#### 〈学校における取組〉

##### スクールカウンセラー等の配置

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

##### スクールソーシャルワーカー活用事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金13,093百万円の内数(14,261百万円の内数)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

##### 生徒指導・進路指導総合推進事業 491百万円の内数(新規)

生徒指導において、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、成果を普及するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図る。

